

石巻市公告第10号

森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、經營管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画は下記により一般の縦覧に供する。

令和7年1月16日

石巻市長 齋藤正美



記

1 經営管理権集積計画の対象森林

地区名	地目	対象面積	経営管理権の終期	整理番号
石巻地区	山林	39.97ha	令和16年3月31日	R04-202-001 R04-202-003 R04-202-004 R04-202-005 R04-202-006 R04-202-007 R04-202-008 R04-202-010 R04-202-011 R04-202-012 R04-202-014 R04-202-016 R04-202-017 R04-202-018 R04-202-021 R04-202-023 R04-202-024 R04-202-027 R04-202-029 R04-202-029 R04-202-030 R04-202-031 R04-202-033 R04-202-034 R04-202-035

2 縦覧場所

石巻市産業部農林課及び石巻市ホームページ

3 縦覧期間

令和7年1月16日から令和16年3月31日まで。ただし、石巻市産業部農林課で縦覧する場合には、石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

5 権利の設定

本公告により、石巻市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。